

京都市告示第 3 2 3 号

景観法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき，以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので，告示します。

平成 2 1 年 1 1 月 1 9 日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
藤田邸	京都市上京区和泉通中立売上る糸屋町 2 0 3 番地
佐々木邸	京都市上京区千本通五辻上る末広町 3 3 番地 3 4 番地 3 5 番地及び 3 8 番地
吉田邸	京都市下京区御幸町通仏光寺下る橘町 4 4 1 番地
鳥彌三	京都市下京区西石垣通四条下る斎藤町 1 3 6 番地， 1 3 7 番地， 1 4 0 番地 2 0 及び 1 4 0 番地 3 1
松本酒造	京都市伏見区横大路三栖大黒町 2 番地， 4 番地 2， 5 番地 2 及び 7 番地 1

(都市計画局都市景観部景観政策課)